

## 「ぐんぎん FACE CASH」 利用規定

本規定は、当行のお客さまがご本人さまの顔情報を登録することで、当行が提携する株式会社セブン銀行（以下、「セブン銀行」といいます。）指定の現金自動預金支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「セブン銀行 ATM」といいます。）を利用して各種取引を行うことができる「ぐんぎん FACE CASH」（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

本規定は本サービスのご利用にあたり適用されるものとし、お客さまは、本規定に同意いただいた場合のみ、本サービスを利用することができます。なお、本規定と「キャッシュカード規定」など当行の定める他の取引規定で定めが異なる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

### 1.（定義）

- (1) 「ぐんぎん FACE CASH」とは、セブン銀行 ATM を用いて顔認証パスコードの入力およびお客さまの容貌の情報（以下、「顔情報」といいます。）と登録顔情報との照合を行い、その同一性が確認できた場合に、登録された預金口座において入金および残高照会の取引を行うことができるサービスをいいます。
- (2) 「顔認証」とは、お客さまが本サービスを利用するにあたり、本人であることの確認手段として「顔情報」を用いる認証方法のことをいいます。
- (3) 「登録顔情報」とは、お客さまが本サービス利用のためにセブン銀行 ATM にて登録した顔情報をいいます。
- (4) 「顔認証パスコード」とは、お客さまが顔情報を登録した際にセブン銀行が発行しお客さまに通知する、英数字混在のパスコードのことをいいます。顔認証パスコードはお客さまごとに一意に発行されるものであり、顔認証取引時に入力していただきます。なお、顔認証パスコードの発行はセブン銀行が行い、当行は関与しません。
- (5) 「登録カード」とは、お客さまが本規定に基づき顔情報を登録した際に登録したキャッシュカードをいいます。キャッシュカードを何らかの理由により再発行した場合は、再発行後のキャッシュカードをいいます。

### 2.（ご利用条件）

- (1) 本サービスをご利用いただける方は、当行の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ）のキャッシュカード（代理人カード、法人・事業者用を除く）をお持ちの方です。
- (2) お客さまが当行において普通預金口座を複数保有している場合であっても、本サービスの登録カードとして利用できるキャッシュカードは、ぐんぎん ID の代表口座として指定された口座にかかるキャッシュカード 1 枚のみとします。
- (3) 本サービスは、第 3 条で定める利用登録を行うことにより可能となります。
- (4) 本サービスの対象となるセブン銀行 ATM はセブン銀行ホームページに掲載されます。
- (5) 以下の場合は、当行は本サービスの利用をお断りします。
  - ① 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき
  - ② 当行が、本サービスをご利用いただくことが適切でないと合理的に判断したとき

### 3.（利用登録）

- (1) 本サービスを利用するためには、以下の手続きが必要となります。
  - ① ぐんぎんアプリからの事前利用申込  
事前に、ぐんぎんアプリから、マイナンバーカードと署名用電子証明書用暗証番号（6～16 文字）を利用した公的個人認証を実施してください。  
事前利用申込内容の確認後、当行よりメールにて受付完了のご連絡をします。
  - ② セブン銀行 ATM での顔情報登録  
①の申込受付完了後 14 日以内に、お客さまはセブン銀行 ATM の画面表示その他セブン銀行所定の手順に従って、本サービスに利用する口座のキャッシュカードをセブン銀行 ATM に挿入し、暗証番号を入力したうえで、登録者本人の顔情報および携帯電話番号を登録します。お客さまは、自ら顔情報を登録するものとし、第三者に顔情報の登録を行わせてはなりません。第三者にキャッシュカード、暗証番号、携帯電話その他本サービス利用に必要な情報または機器を使用した結果として顔情報の登録が行われた場合、当行は当該登録をお客

さま本人による登録として取扱います。当行は、入力された暗証番号が挿入されたキャッシュカードにかかる届出の暗証番号と一致すること、顔情報登録が事前利用申込の受付完了日から14日以内であることを要件として、ご本人さまからの正式なお申し込みであるとみなします。

- (2) 利用登録が完了した場合には、ご登録いただいた携帯電話番号宛にショートメッセージサービス（以下、「SMS」といいます。）で顔認証パスコードを通知します。

#### 4. (取引利用)

- (1) 本サービスでは、以下の取引を行うことができます。
- ① 現金の預け入れ（1回あたりの預け入れは当行所定の金額の範囲内とします）
  - ② 預金の払い戻し（1回あたりの払い戻しはセブン銀行所定の金額の範囲内とします）
  - ③ 残高照会
- (2) 本サービスを利用した取引をする際は、セブン銀行ATMの画面に表示された操作手順に従って顔認証を実施したうえで、顔認証パスコードや登録カードの暗証番号の入力等の所定の操作を行ってください。
- (3) 当行は、本サービス利用時に入力された顔認証パスコードおよび顔認証の結果に基づき、登録カードの口座情報を取得する行為をセブン銀行に委託します。その後、口座情報の取得された登録カードについて、セブン銀行ATMに入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法で確認することによって本人確認を行います。
- (4) 経年等何らかの事由で容貌が変化した場合、登録顔情報との照合ができないことがあります。この場合、お客さまは第7条第1項の方法により顔情報の更新の手続きを行ってください。
- (5) 所定の回数以上、登録顔情報との照合ができなかった場合、当該登録口座にかかる顔認証機能を制限または停止します。この場合、お客さまは第7条第1項の方法により顔情報の更新の手続きが必要です。

#### 5. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行の「キャッシュカード規定」に準じます。

#### 6. (顔情報の登録の解除)

- (1) お客さまは当行所定の方法により顔情報の登録を解除することができます。
- (2) 顔情報の登録後、顔認証の利用がないまま2年間を経過した場合は、顔情報の登録を解除します。これによってお客さまに損害が生じても、当行は一切責任を負いません。
- (3) 顔情報の登録が解除された場合において、お客さまは改めて第3条の方法により顔情報の登録を行うことができます。
- (4) 当行口座を解約し、第2項による解除を待たずに顔情報の登録解除を行いたい場合は、口座解約前に予め第1項の規定により顔情報の登録の解除をお願いします。

#### 7. (顔情報の更新)

- (1) お客さまは、経年・不慮の事故等何らかの理由により顔情報に変更があった場合、または当行所定の回数以上、登録顔情報との照合ができず、顔認証機能が制限または停止された場合、本サービスの再登録の手続きを実施することで、顔情報を更新することができます。更新手続きにあたっては、再度ぐんぎんアプリからの事前利用申込が必要となります。更新手続きが実施された場合には、ご登録いただいた携帯電話番号宛にSMSで登録済みの顔認証パスコードを再度通知します。
- (2) ご利用になる携帯電話番号に変更があった場合は、第6条による登録の解除を行ったうえで、第3条に定める方法で改めて利用登録を行ってください。

#### 8. (利用停止等)

- (1) お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当した場合または当行が該当したと合理的に判断した場合は、当行はお客さまによる本サービスの全部または一部の利用の停止、または顔情報の登録の解除ができるものとします。
- ① 顔情報が登録された当行口座が解約された場合
  - ② 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ③ 本規定またはその他の取引規定等に違反するなど相当な事由が生じた場合

#### 9. (暗証番号等の管理)

- (1) 登録カード、暗証番号および顔認証パスコードは、お客さまの責任において、第三者に盗用、不正使用等されないように厳重に管理してください。
- (2) お客さまは、登録カード、暗証番号および顔認証パスコードについて、紛失もしくは窃取された場合または他人に使用された懸念がある場合は、ただちに当行に通知してください。通知があった場合、当行は第4条第1項の取引を停止します。この通知の前に生じた損害については、当行に故意または重大な過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 前項の場合で、本サービスの利用を再開するには、お客さまは「キャッシュカード規定」に基づく手続きののち、第6条による登録の解除および第3条による利用登録を改めて行ってください。

#### **10. (偽造・盗難カード等による顔情報の登録)**

- (1) 偽造または変造カードにより、第三者に顔情報の登録がなされ、不正な払い戻しが発生した場合、「キャッシュカード規定」第11条が適用されます。
- (2) 盗難カードにより、第三者に顔情報の登録がなされ、不正な払い戻しが発生した場合、「キャッシュカード規定」第12条が適用されます。

#### **11. (第三者による顔情報登録および不正利用)**

- (1) 当行は、お客さま以外の第三者により顔情報の登録または本サービスの利用が行われた場合であっても、当該登録または利用が、登録カード、届出の暗証番号、顔認証パスコードその他当行所定の認証方法により行われたときは、お客さま本人によるものとして取り扱います。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合、当行は当該登録または利用により生じた損害について責任を負いません。
  - ① お客さまが登録カード、暗証番号、顔認証パスコード、携帯電話その他本サービスの利用に必要な情報または機器を第三者に提供し、貸与し、または使用させた場合
  - ② お客さまの家族、親族、同居人その他これらに準ずる者による利用である場合
  - ③ お客さまが第三者による顔情報登録または本サービスの利用を容認し、もしくは黙認した場合
  - ④ お客さまの故意または重大な過失に起因する場合
- (3) 前項の定め(②の場合を除きます)にかかわらず、お客さまに故意または過失がなく、第三者が詐欺、窃盗その他不正な手段により登録カード、携帯電話その他本サービスの利用に必要な情報または機器を取得し、本サービスを利用したことが客観的に確認できる場合には、当行は個別の事情を勘案して対応を検討するものとします。

#### **12. (サービスの変更等)**

当行は本サービスの改廃のために、本サービスを変更・停止させていただく場合があります。

#### **13. (本サービスの中止・終了)**

当行は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前にホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、本サービスの全部または一部の提供を中止し、または終了することができるものとします。なお、事前に公表できないやむを得ない事情がある場合は、公表可能となった後速やかに公表するものとします。これにより、お客さまが本サービスを利用することができない場合でも、当行は一切責任を負いません。

- ① 本サービスを提供するために必要なシステム、設備の保守上または工事に必要なとき
- ② 本サービスを提供するために必要なシステム、設備に障害が発生したとき
- ③ 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など当行の責によらない事由により本サービスの提供が遅延または不能となったとき
- ④ 当行がセブン銀行から本サービスに必要な顔認証機能の提供を受けることができない場合その他当行の責によらない事由により本サービスの提供が続けられないとき

#### **14. (登録顔情報の取り扱い)**

お客さまが本サービス利用のための登録顔情報を含むお客さまの個人情報、当行プライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱います。

#### **15. (免責事項)**

- (1) お客さまは、本サービスの利用による一切の責任を負うものとします。当行は、本サービスについて、その完全性、正確性、確実性、有用性、お客さまの利用目的への適合性、適時性等につき、保証を行うものではありません。

- (2) セブン銀行 ATM 上に表示する操作方法と異なる方法によるお客さまの操作等により、本サービスを利用することができない場合でも、当行は一切責任を負いません。
- (3) お客さまの携帯電話の不具合等により本サービスを利用することができない場合でも、当行は一切責任を負いません。
- (4) 通信機器、回線、インターネット、コンピューター、ソフトウェア等の障害など、第三者によるサービス提供が十分に行われないことにより、お客さまが本サービスを利用できない場合でも、当行は一切責任を負いません。
- (5) 顔認証は生体認証技術を利用した本人確認手段であり、その完全性を保証するものではありません。容貌が酷似する者との誤認識その他生体認証技術の限界に起因して生じた損害については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### **16. (規定等の変更)**

- (1) 本規定の各条項その他の条件は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める変更日から適用されるものとします。

以 上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。